

枚方市都市交通会議福祉分科会運営要領（案）

令和 年 月 日 制定

（趣旨）

第1条 この要領は、枚方市都市交通会議設置要綱（以下「要綱」という）第5条第2項の規定に基づき、枚方市都市交通会議福祉分科会（以下「福祉分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 福祉分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する地域公共交通会議として、福祉有償運送（規則第49条第1項に規定する自家用有償旅客運送）に関する事項
- (2) その他、福祉分科会が必要と認める事項

（構成）

第3条 福祉分科会を構成する委員は、枚方市都市交通会議（以下「都市交通会議」という。）の会長が、都市交通会議の委員の中から指名する。

（会長及び副会長）

第4条 福祉分科会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、福祉分科会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 福祉分科会は、会長が招集する。

- 2 委員は、会長が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、福祉分科会に出席することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は出席した委員の全会一致で決する。ただし、意見が分かれる場合は過半数の同意で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 福祉分科会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより率直な意見の交換が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 6 福祉分科会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、関係者として資料を提出さ

せ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会長が軽微な事案、又は緊急を要する事案、その他やむを得ない事由があると判断したものについては、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に送付し、又は持ち回りで委員に当該事案に係る可否を問う方法により、福祉分科会の開催に代えることができる。

（協議結果の報告）

第6条 福祉分科会は、協議結果について都市交通会議に報告するものとする。

（事務局）

第7条 福祉分科会の業務を処理するため、福祉分科会に事務局を置く。

2 事務局は、健康福祉部福祉事務所障害支援課が担当する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に福祉分科会で定める。

附 則

1 この要領は、制定の日から施行する。